



三井松島



2025年7月17日

各位

会社名 三井松島ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉岡 泰士  
(コード番号 1518 東証プライム 福証)  
問合せ先 上席執行役員 経営企画部担当  
阿部 美紀子  
(TEL. 092-771-2171)

自己株式の公開買付けの結果及び自己株式の取得状況  
並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2025年6月18日開催の取締役会において、2025年5月13日開催取締役会の決議事項である会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得に関し、その取得の内容についての変更を決議し、併せてその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりましたが、本公開買付けが2025年7月16日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付け後に残る2025年5月13日及び2025年6月18日開催の各取締役会決議に基づく自己株式取得枠の未消化分については引き続き効力を有します。当該未消化分の取得方法に関しては、決定次第お知らせいたします。

また、本公開買付けにより、2025年8月8日をもって主要株主及び主要株主である筆頭株主に異動がありますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地  
三井松島ホールディングス株式会社 福岡県福岡市中央区大手門一丁目1番12号
- (2) 買付け等をする上場株券等の種類  
普通株式
- (3) 買付け等の期間
  - ① 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）  
2025年6月19日（木曜日）から2025年7月16日（水曜日）まで（20営業日）
  - ② 公開買付開始公告日  
2025年6月19日（木曜日）

(4) 買付け等の価格  
普通株式1株につき、金5,000円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
(公開買付代理人)  
三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

② 決済の開始日  
2025年8月8日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです。(※)

i. 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

ii. 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別

所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

iii. 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

(※) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数      | 超過予定数 | 応募数        | 買付数                  |
|--------|------------|-------|------------|----------------------|
| 普通株式   | 3,999,900株 | —     | 3,300,000株 | 3,300,000/3,999,900株 |

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

三井松島ホールディングス株式会社 福岡県福岡市中央区大手門一丁目1番12号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

証券会員制法人福岡証券取引所 福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号

## II. 自己株式の取得状況について

- (1) 取得した株式の種類 普通株式
- (2) 取得した株式の総額 3,300,000 株  
(注) 発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 29.54% (小数点以下第三位を四捨五入)
- (3) 株式取得価額の総額 16,500,000,000 円  
(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。
- (4) 取得した期間 2025年6月19日(木曜日)から2025年7月16日(水曜日)まで
- (5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付け後に残る2025年5月13日及び2025年6月18日開催の各取締役会決議に基づく自己株式取得枠の未消化分については引き続き効力を有します。当該未消化分の取得方法に関しては、決定次第お知らせいたします。

(ご参考) 自己株式の取得に関する2025年5月13日及び6月18日開催の各取締役会における決議内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総額 4,000,000 株 (上限)  
(注) 発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 35.81% (小数点以下第三位を四捨五入)
- (3) 株式取得価額の総額 20,000,000,000 円 (上限)
- (4) 取得する期間 2025年6月2日から2026年6月1日まで

## III. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

### 1. 異動が生じる経緯

当社は、2025年6月19日から2025年7月16日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年7月16日をもって終了いたしました。

本公開買付けにおいて、株式会社南青山不動産(以下「南青山不動産」といいます。)から応募があり、当社は1,155,400株を取得することとなりました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、本公開買付けの決済の開始日である2025年8月8日付で、南青山不動産は当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

### 2. 異動する株主の概要

|     |           |  |
|-----|-----------|--|
| (1) | 名称        | 株式会社南青山不動産   |
| (2) | 所在地       | 東京都渋谷区南平台町3番8号   |
| (3) | 代表者の氏名・役職 | 代表取締役 池田龍哉   |
| (4) | 事業内容      | 1. 不動産等の投資、所有、賃貸、管理及び売買<br>2. 投資業<br>3. 経営コンサルティング<br>4. 前各号に付帯する一切の事業 |

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、所有株式数及び議決権所有割合

|                     | 議決権の数<br>(所有株式数)          | 総株主等の議決権の数<br>に対する割合 | 大株主順位 |
|---------------------|---------------------------|----------------------|-------|
| 異動前<br>(2025年3月31日) | 11,554 個<br>(1,155,400 株) | 10.14%               | 第2位   |
| 異動後                 | 0 個<br>(0 株)              | -                    | -     |

(注1) 異動前の総株主等の議決権の数に対する割合は、2025年3月31日現在の発行済株式総数13,064,400株から、同日現在の議決権を保有しない株式数1,678,300株を控除した11,386,100株に係る議決権の数113,861個を基準に計算しております。

(注2) 総株主等の議決権の数に対する割合については、小数点第三位を切り捨てて表示しております。

(注3) 異動前後における大株主順位の第1位は、いずれも「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)」ですが、同社は金融商品取引法第163条第1項ただし書の規定により主要株主及び主要株主である筆頭株主には該当いたしません。

4. 異動予定年月日

2025年8月8日(本公開買付けの決済開始日)

5. 今後の見通し

特に記載すべき事項はございません。

以 上